

## 会員の皆さまへ ハラスメント相談窓口のご案内

### ■ハラスメント相談窓口

#### 【はじめに】

職場におけるハラスメントは、個人の人格と尊厳を侵害する行為であり、健全な職場環境の構築を妨げるものです。当センターは、いかなるハラスメント行為も容認しません。ハラスメント行為に適切に対応するため、相談窓口を下記のとおり設置しておりますので、ご相談ください。

#### 【対象者】

ハラスメントを受けたと思うご本人のほか、ご家族や仕事仲間など広く相談を受け付けています。

#### 【相談窓口】

相談窓口は、センター総務課です。(☎093-922-4801メールアドレス:k-nakashima@sjc.ne.jp)

センターに相談しづらい場合は、以下の公的機関がございます。

公的機関の相談窓口：福岡労働局北九州東総合労働相談コーナー：TEL 093-288-5608

法務省：みんなの人権110番 TEL 0570-003-110

※将来的には、当センター外部に相談窓口を設置する予定です。

#### 【相談内容（例）】

- ・センターの職員に必要以上に仕事のミスを叱責された。
  - ・班長や仕事仲間から、就業上のことで、暴言を吐かれたり、脅されたりする。
  - ・派遣の業務中、会員が女性従業員に対してセクハラ行為をするのを目撃した。
- ※裏面にハラスメントの事例を示しています。

#### 【相談方法】

原則、面談ですが、電話、手紙、電子メールでも受け付けています。

#### 【相談後の要望】

相談後の対応に向けては、相談者の方のご要望に応じた対応を検討します。

例えば、加害者の言動の停止、被害者に対する謝罪、就業環境の改善などです。

#### 【留意事項】

相談は匿名で行うこともできます。

相談内容等の事実確認のため、情報を提供する場合は、事前に相談者の方にどこまで情報を提供してよいかなどの確認を行います。

いかなる場合も相談することで相談者の方が不利益な取扱いを受けることはございません。

### ■相談受付後の基本的な流れ（例）

#### 【相談受付後の流れ】

相談受付後、相談者の方と面談の上、調書を作成します。

作成した調書に基づき、関係者へ事実確認のヒアリングを行います。

ヒアリング結果を受けて、ハラスメントの事実が確認された場合は、懲戒等の必要な措置を決定いたします。確認できなかった場合は、相談者の方への説明を行います。また、行為者が会員の場合、適正就業等に関連する案件については適正就業等委員会で審議される場合があります。

#### 【ハラスメントが認定された場合】

- ・被害者の方に対する加害者の謝罪
- ・被害者の方と加害者の関係改善に向けてのサポート
- ・就業環境の改善
- ・（必要に応じて）産業医やメンタルヘルスの専門家等による面談の実施

#### 【再発防止に向けて】

発生した事案の背景と問題を分析し、解決策を検討します。

区会、職群班会議での報告と再発防止のお願いします。

加害者に対する再発防止研修を実施します。

同様の事例が発生しないようハラスメント研修際の事例として活用いたします。

## 【ハラスメントの事例】

以下にハラスメントの事例をあげております。これ以外にもハラスメントとされる事案がございます。

### 〈パワーハラスメント〉

- ・ 隔離・仲間外し・無視等人間関係からの切り離しを行うこと
- ・ 私的なことに過度に立ち入ること
- ・ 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害を行うこと
- ・ 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- ・ 暴行・傷害等身体的な攻撃を行うこと
- ・ 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言等精神的な攻撃を行うことなど

※パワーハラスメントについては、優越的な関係を背景として行われたものであることが前提となります。

### 〈セクシュアルハラスメント〉

- ・ 性的な冗談、からかい、質問
- ・ わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- ・ その他、他人に不快感を与える性的な言動
- ・ 性的な噂の流布
- ・ 身体への不必要な接触
- ・ 性的な言動により社員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ・ 交際、性的な関係の強要
- ・ 性的な言動に対して拒否等を行った部下等職員に対する不利益取扱いなど

### 〈妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント〉

- ・ 妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動
- ・ 妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
- ・ 妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
- ・ 妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動
- ・ 部下又は同僚が妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等

### 〈その他のハラスメント〉

- ・ カスタマーハラスメント、モラルハラスメント等、個人の人格と尊厳を侵害する行為